

28林整計第156号
平成28年6月30日

各 森林管理局計画保全部長 殿
各 森林管理局森林整備部長 殿
各 都道府県森林整備保全事業担当部長 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドラインについて

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号。以下「品確法」という。）」が、平成26年6月4日に公布・施行され、品確法の基本理念として、「公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の適正化」及び「公共工事に関する調査及び設計の品質確保」が追加された。また、発注者の責務として、「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。」が追加された。

このため、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）及び同事業の調査、測量、設計及び計画業務の実施においては、品確法の基本理念等を踏まえ、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合等において必要と認められる場合は、発注者と受注者が円滑かつ適切な設計変更又は工事一時中止及びそれに係る契約手続きを行うため、下記のガイドラインを策定したので、業務の参考とされたい。

記

- 別紙1 設計変更ガイドライン（工事編）
- 別紙2 工事一時中止ガイドライン
- 別紙3 設計変更ガイドライン（調査、測量、設計及び計画業務編）

（担当：計画課施工技術班積算基準係 内線6147）